

第十六号様式（第十七条）

温 泉 成 分 等 掲 示 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

温泉法第18条第1項の規定により温泉成分等を次のとおり掲示しますので、同条第4項の規定により、届け出ます。

浴用又は飲用に供する 施設の場所及び名称	場 所 名 称			
温 泉 分 析 表 1 源泉名 2 泉質 3 泉温（源泉） 4 泉温（使用位置） 5 含有成分及びその分量 6 分析年月日 7 登録分析機関の名称及び登録 番号	温泉に水を加えて公 共の浴用に供する場 合	その理由		
		その理由		
	温泉を加温して公共 の浴用に供する場合	その理由		
		温泉を循環させ て公共の浴用に 供する場合	ろ過を実施し ている場合	その理由
	温泉に入浴剤を加 え、又は温泉を消毒 して公共の浴用に供 する場合		当該入浴剤の名称又は 消毒の方法及びその理 由	
浴 用（飲 用）の 禁 忌 症				
浴用（飲用）の方法及び注意事項				
備考				

備考 入浴剤とは、着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。
ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。